

議会・市政を身近なものに

# 議員活動がわらばん



(連絡先) 米子市内町53

☎(0859)33-6475 FAX(0859)23-0268

米子市淀江町淀江553-4 ☎(0859)56-3339 FAX(0859)56-2905

ご意見をお寄せ下さい

(HP) <http://dokohitoshi.mimoza.jp/> (メールアドレス)dokohitoshi@my-s-pace.jp (会派:希望)

## 米子市贈収賄事件

米子市発注の道路維持補修工事を巡って業者が市幹部職員に有利な取り計らいを受けたことに対する謝礼（複数回にわたり十数万円相当の商品券）を幹部職員が受け取った事件

### 昨年3月11日

贈賄側の企業の元社長と収賄側の米子市職員が逮捕される

### 6月3日 第一回公判、即日結審

公判では、事件の当事者（業者と市職員）は事実関係を認める。また、裁判のやりとりの中で、被告が別の市職員や議員らに金品を送りつけていたことも明らかになる。

### 7月1日 判決

両被告とも有罪判決（贈賄側 懲役1年、収賄側 懲役1年6ヶ月：いずれも執行猶予付き）

判決文の中で、業者から金品を受け取った「公務員」が被告以外にもいたと指摘し、この事件は「起きるべくして起きた」と米子市の体質を批判する。

※このときの市長のコメント（新聞報道による）

「裁判官が指摘した根拠がわからない。公判の資料を精査した上で厳正に対処したい」「徹底的に事実関係を究明し、うみを出す。」

### 7月15日 判決確定

両被告とも控訴せず、判決確定。

## 市当局は説明責任を果たしていない！

7月1日の判決文では以下のように述べられています

被告人〇〇以外の〇〇工業の業務に関連する立場にあった複数の公務員も、被告人〇〇から、中元と歳暮の時期に飲食物や商品券などを受け取っており、仮に賄賂性（職務行為の対価性）や故意（賄賂であることの認識）の観点から収賄とまではいえないとしても、職員の職務の遂行の公平性及び公正性に対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として定められた米子市職員倫理規程には明らかに違反していたもので、本件はこのような土壤の中で起きるべくして起きた事件ともいえることからすれば、被告人〇〇のみを厳罰に処するのは酷な面がある。



これに対する12月議会での市当局の見解は「今回の事件を受けて、調査した限りでは、職員倫理規程に違反する事例はなかった」というもの。

どんな調査だったのか？（裏面に続く）